

はじめに

本書では、経営が悪化した金融機関＝銀行において時々発生する「取り付け」について、さまざまなケースを取り上げて、取り付けに至る経緯から原因を探るとともに、「取り付け」に関する法則性を検討し、ひいては「取り付け」に対する抑制策について検討する。

「預金取り付け」との標題を用いなかったのは、リーマンショックの際に見られたような、より流動性の高い資産への急速なシフト、すなわち“Dash For Cash”と呼ばれる現象や、今後中央銀行デジタル通貨が発行された世界において想定しうる「取り付け」すなわち“Digital Bank Run”も検討の対象とするためである。

第1章では、銀行のバランスシートの特異性から取り付けが発生する要因を探るとともに、預金と貸出の法的特性を踏まえて、原初的な取り付けの抑止策をまず提言してみることにする。

第2章では、昭和初期の昭和金融恐慌をつぶさに振り返り、1927年4月の取り付けにおいて、日本銀行が一時的にせよ銀行券の払底を招き、発券銀行としての役割が麻痺しかかったことを指摘する。また、預金保険制度のない世界での合理的な預金者行動について述べる。

第3章では、平成金融危機の「魔の11月12月」と呼ばれた1997年11月12日に、当時預金保険の全額保護が法定されていたにもかかわらず、システミックな取り付けが発生した原因について、探っていく。すなわち、北海道拓殖銀行や山一証券といった巨大金融機関の破綻のインパクトについて、ネットワーク理論を用いた仮説を提示するとともに、マスメディアからの情報により預金者行動が閾値を超えることの影響について、銀行券発行残高の日次データを使って分析する。

第4章では、リーマンショック時に観察された、より流動性の高い資産への急速なシフト、すなわち“Dash For Cash”と呼ばれる現象について、分析を試みる。また、リーマンショック時に指摘された、金融監督当局の監督・検査能力の限界を指摘するとともに、対応案を探る。

第5章では、豊川信金、佐賀銀行、木津信用組合、英国ノーザン・ロック銀行、米国インディマック銀行の取り付けの経緯と要因について、さまざまな資料を基に、詳細に記述する。加えて、取り付けの分類を試みることにする。

第6章では、まず、通貨の本質論から通貨の条件を考察する。さらに、過去からの通貨の変遷には、製紙技術や印刷技術など、その時代その時代の技術革新が、深く影響していることを明らかにする。

次に、中央銀行紙幣の代替として、スウェーデン・中国・ケニアで広範に使用されている決済手段について、その実態を述べる。

さらに、ブロックチェーンおよびリブラについてその可能性と中央銀行デジタル通貨発行に与えた影響について、考察する。

中央銀行デジタル通貨について、そのメリットとデメリットを分析し、中央銀行デジタル通貨に関する特許問題について、問題点を指摘する。

中央銀行デジタル通貨について、先行する中国デジタル人民元の実験の模様および、日本銀行の現段階でのデジタル円の実験について記述する。

最後に、中央銀行デジタル通貨が広範に流通している世界において、取り付け=“Digital Bank Run”がどのような形で生じるかを想定し、中央銀行デジタル通貨が流通している世界においても、結局のところ、預金口座からの払い出し制限が必要だという結論を導き出す。その際、イタリアにおいては、現時点でも、事実上1人1日当たり1,000ユーロの預金引き出ししか認められていない事実を援用する。

補論においては、平成金融危機において、プルーデンス政策としてもっとも有効であったと考えられる「公的資金注入」政策について、金融機関経営者への責任追及の動きとの連関について、検討し、当時の責任追及が「公的資金注

入」のための前提条件として考えられていたことを、明らかにしたい。今後のTlac規制の運用を考えると、バイルインのみならず、バイルアウト（公的資金注入）を使用せざるをえない場合、金融機関経営者への「事前の」責任追及設定が有効ではないかとの試論を提示する。

2022年3月

西畑一哉

「取り付け」の研究

平成金融危機から中央銀行デジタル通貨時代まで

目 次

はじめに

第1章 銀行の特性	3
1. 銀行の誕生	3
2. 銀行の特性——銀行のバランスシートの特異性	4
3. 法的な面から見た貸出と預金の非対称性	5
(1) 預金の法的特性	5
(2) ATMを通じた預金引き出しの制限	7
(3) 貸出の法的特性	8
4. 破綻の波及——システミック・リスクの顕現化	8
5. 金融危機に対処するための「発明」——「中央銀行」と「預金保険」	10
Box 1 中央銀行と通貨発行と国民国家	12
第2章 昭和金融恐慌時の取り付け	15
1. 昭和金融恐慌の経緯	15
(1) 1927年3月の金融恐慌の発端	15
(2) 3月の取り付け	17
2. 1927年4月の金融恐慌	17
(1) 背景	17
(2) 4月の取り付け	18
(3) 銀行券の払底	20
3. 台湾銀行問題——平成金融危機との相似	24

- 4. 預金保険の有無——平成金融危機との相違 25
 - (1) 国会における預金保険制度導入の議論 25
 - (2) 預金保険制度のない世界での預金者行動 26

Box 2 昭和金融恐慌時の世論 27

第3章 平成金融危機時の取り付け……………29

- 1. 平成金融危機の背景 29
- 2. 平成金融危機の推移 30
- 3. 平成金融危機時の政策対応 32
- 4. 平成金融危機時における取り付けの発生 36
 - (1) 取り付けの契機 36
 - (2) 1997年11月12月の取り付け 36
- 5. システミック・リスクが顕現化した理由(1)——大銀行の破綻 37
 - (1) 取り付けの伝播メカニズムとネットワーク理論 38
 - (2) “Too Big To Fail” は正しい 39
- 6. システミック・リスクが顕現化した理由(2)——預金者の「^{いきち}閾値」を超える情報インパクトの発生 40
 - (1) 1997年11月12月の取り付けの計数的経過 40
 - (2) 新聞記事からのキーワードの抽出 41
- 7. 預金引き出し上限設定が強力な取り付け抑止策 47

第4章 リーマンショック時の“Dash For Cash”……………49

- 1. リーマンショックの経緯 49
- 2. 金融危機の背景にあるレギュラトリー・アビトラージ 53
- 3. 当局の監督・検査能力 54
- 4. リーマンショックに対する政策対応 55

第5章 取り付けの多様性59

1. 豊川信金事件 59
 - (1) 取り付けの背景 59
 - (2) 取り付けの経緯 60
 - (3) アマチュア無線家の検挙 62
 2. 佐賀銀行事件 62
 - (1) 取り付けの経緯 63
 - (2) 取り付けの背景 63
 3. 木津信用組合の預金取り付けと破綻 64
 - (1) 破綻に至る経緯 64
 - (2) 取り付けの様相 65
 - (3) 木津信組取り付けの留意点 67
 4. 英国, ノーザン・ロック銀行の取り付け 68
 - (1) 取り付けの経緯 68
 - (2) 英国における取り付け 70
 5. 米国, インディマック銀行の取り付け 72
 - (1) インディマック銀行のビジネスモデルの破綻の背景 72
 - (2) 取り付けの経緯 73
 - (3) 小切手による支払い 74
- Box 3 金融機関破綻処理は極めて複雑な実務の集積である 76**
6. 取り付けの分類 77
 - (1) 分類の考え方 77
 - (2) 単独の取り付けとシステミック・リスク顕現化の取り付け 77
 - (3) 預金者行動が合理的と考えられる取り付け 77
 - (4) 預金者行動が非合理的と考えられる取り付け 79
 - (5) 取り付けの4分類 80

第6章 中央銀行デジタル通貨と取り付け	83
1. 通貨の本質	84
(1) 通貨の本質とは	84
(2) 交換機能	85
(3) 価値尺度機能	85
(4) 分割可能機能	86
(5) 価値保存機能	87
(6) 通貨の機能と通貨の条件	87
2. 通貨の起源	88
(1) 商品貨幣起源説	88
(2) 信用貨幣起源説	88
(3) ポランニーの文化人類学的アプローチ	89
3. 通貨の変遷と技術革新	89
(1) 通貨の変遷	89
(2) 古代中国の貝貨	89
(3) 秤量貨幣としての貴金属の利用	90
(4) 貴金属から硬貨へ	90
(5) 紙幣の発行	91
(6) 銀行業の成立と預金通貨	91
(7) 通貨の変遷と技術革新	92
4. 中央銀行紙幣の代替——通貨のデジタル化の現状	93
(1) スウェーデン	93
(2) 中国	93
(3) ケニア	94
5. ブロックチェーンと仮想通貨	95
(1) ブロックチェーンとは	95
(2) ブロックチェーンそのものはなぜ通貨として機能しにくいのか	95
(3) ブロックチェーンと中央銀行デジタル通貨	95

Box 4 暗号の歴史 97

6. リブラ (Libra) の可能性 99
 - (1) リブラ (Libra) とは 99
 - (2) リブラに対する批判 100
 - (3) GAFA・テンセント・アリババと通貨・決済機能 102
7. 中央銀行デジタル通貨の現在 102
 - (1) 中央銀行デジタル通貨とは 102
 - (2) 具体的な中央銀行デジタル通貨イメージ 102
8. 中央銀行デジタル通貨の特徴とメリット 104
 - (1) 紙幣を流通させるためには大きなコストがかかる 104
 - (2) 防犯・テロ対策上問題がある 104
 - (3) 金融恐慌時の取り付けに対する対応が難しい 105
9. 中央銀行デジタル通貨の留意点 106
 - (1) 中央銀行デジタル通貨はユニバーサル・アクセスを備えている必要がある 106
 - (2) 中央銀行デジタル通貨は強靱性を備えている必要がある 106
 - (3) 特許問題 106

Box 5 偽札の歴史 108

10. 中央銀行デジタル通貨の実験 111
 - (1) 中国のデジタル人民元 111
 - (2) カンボジア中央銀行・バハマ中央銀行の動き 111
 - (3) 先行するスウェーデン中央銀行 112
 - (4) 米国・欧州の動き 113
 - (5) 日本銀行の動き 114

Box 6 中央銀行デジタル通貨の実験 116**Box 7 イタリアにおける現金決済に関する規制 118**

11. 中央銀行デジタル通貨時代の取り付け 119
 - (1) 中央銀行デジタル通貨の流通量が銀行券流通量を上回るまで 119

- (2) 議論の前提 119
- (3) 市中のスマートフォン決済業者の存在 120
- (4) デジタル円が広範に行き渡った世界での取り付け 121
- (5) 総括——預金口座からの払い出し制限が必要 122

Box 8 中央銀行デジタル通貨の残された課題 124

補 論 公的資金注入の評価と問題点127

- 1. 政策対応としての公的資金注入の評価 127
- 2. 公的資金注入の問題点 128
- 3. 「世論の怒り」を数量的に把握する試み 129
- 4. 公的資金注入論と経営者責任追及論の整理 131
 - (1) 公的資金注入論と経営者責任追及論 131
 - (2) 住専処理の公的資金注入のトラウマ 132
 - (3) 責任追及の必要性 133
 - (4) リーマンショック後の公的資金注入 134
 - (5) バイルインへ 135
 - (6) TLAC（総損失吸収能力）規制 135
 - (7) リーマンショック後の欧州の破綻法制 137
 - (8) イタリア、モンテパスキ銀行への公的資金注入 137
 - (9) 今後の金融機関処理の方向性 138
 - (10) 公的資本注入論の結論 139

結 語 141

参考文献 143

索 引 147

6. システミック・リスクが顕現化した理由 (2)

—預金者の「^{いさち}閾値」を超える情報インパクトの発生—

平成金融危機の際に預金者が非合理的な行動に走ったもう一つの理由は、通常の値をはるかに超える危機情報が発生し、預金者のもつ「閾値」を突破してしまったのではないかということである。

(1) 1997年11月12月の取り付けの計数的経過

このことを確認するため、1997年11月12月の取り付けがどのような経緯を辿ったかを計数的に把握してみる。取り付けの発生状況は、日本銀行券の発行残高の異常な増加という形で観察できる。預金者が金融機関から日本銀行券の払い出しを行うと、金融機関は手許の日本銀行券が不足するため、自行の日本銀行当座預金を取り崩し日本銀行から日本銀行券を引き出す。日本銀行からの日本銀行券の引き出しは、通常朝一番に集中して行われるので、金融機関の窓口もしくはATMから日本銀行券が大量に引き出された後、1日か2日のラグを置いて、日本銀行券発行の急増が観察されるはずである（後述図3-3等でこの推論が確認されている）¹⁰⁾。

一方、取り付けのトリガーとなる個々の預金者の意識をトレースすることは難しい。1997年当時、詳細な時系列の世論調査はなされていない。そこで、新聞記事の中に含まれるいくつかのキーワードを時系列で抽出し、預金者心理の代理変数と考え、その計数の変化をサーベイしてみる¹¹⁾。

10) 金融機関が日本銀行から朝に集中的に日本銀行券を引き出すことを、通常「朝取り」と称している。

11) 朝日新聞「聞蔵」、日本経済新聞「日経テレコム」を使用。一つの記事内に複数の危機関連ワードが含まれていた場合は1とカウントしている。

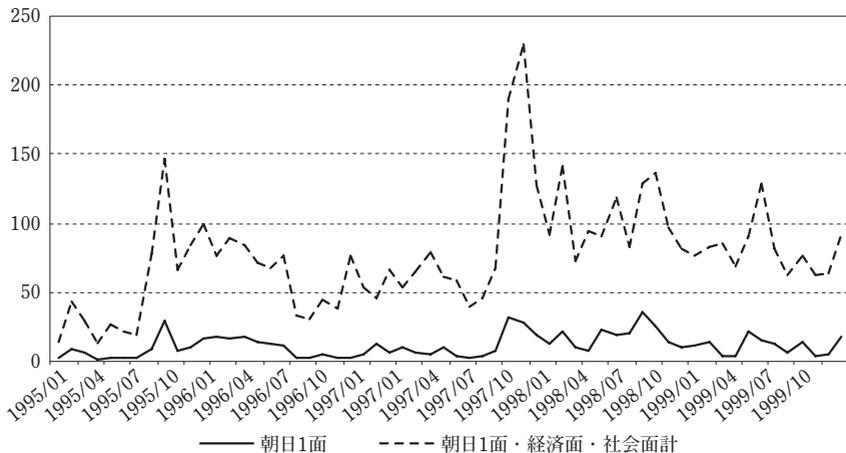
(2) 新聞記事からのキーワードの抽出

代表的な一般紙である朝日新聞の「1面」, 「経済面」, 「社会面」毎に金融危機に関連すると思われるワード群（金融危機, 破綻（破たん）, 金融ショック）を日次, 月次で抽出した。

金融危機に関連すると思われるワード群の数の推移を見ると, 1995年10月頃に最初の山が来ている。この時期は住専問題で世論が沸騰していた時期と重なる。その後は, 1997年11月12月の拓銀, 山一証券の破綻時期に2回目のピークがあり, 1998年10月11日の日本長期信用銀行, 日本債券信用銀行の破綻（国有化）時期に3回目のピークを迎えている。改めて振り返ると当時の実感に合う動きである（図3-1）。

危機のピークであった1997年11月12月にかけての金融危機ワード群と日本銀行券発行残高前年比の日次データを対比させてみる（図3-2, 3-3）¹²⁾。

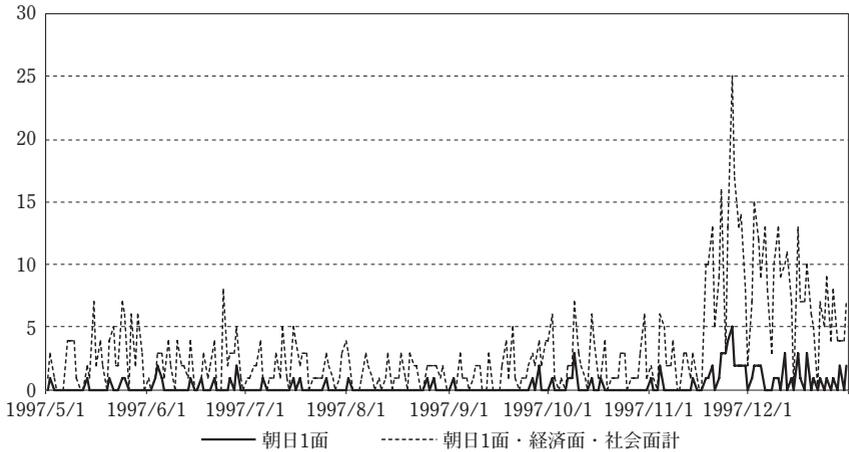
図3-1 危機ワード群の推移（月次・朝日新聞）



（出所）朝日新聞記事をもとに筆者作成。

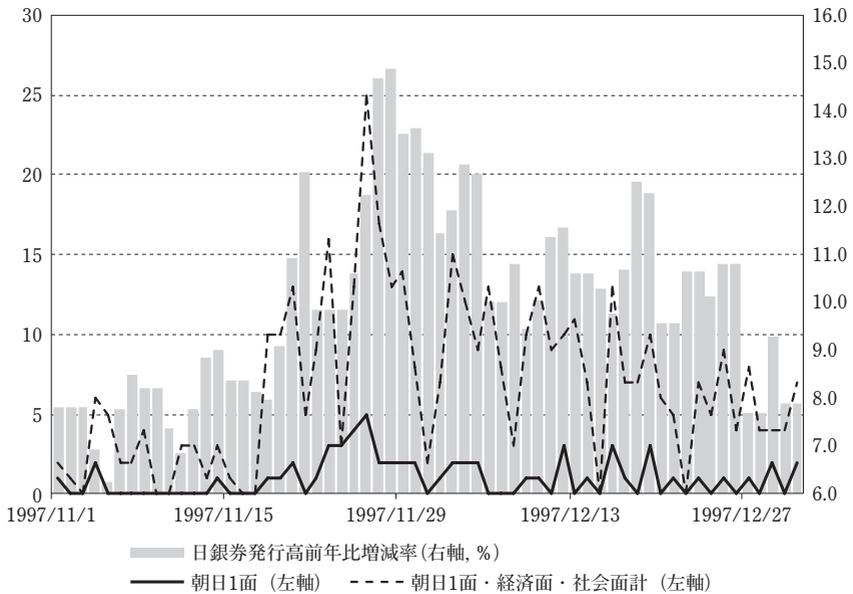
12) 日本銀行券発行残高日次データを日本銀行は公表していない。ただ、当時日本銀行は資金需給表を日次で公表しており、この中に日本銀行券前日比増減額が含まれている（資金需給表は日経金融新聞に掲載）。例えば1997年10月末の日本銀行券発行残高（これは公表）をベンチマークとして、日本銀行券発行残高を伸ばすと日次の日本銀行券発行残高データが得られる。

図3-2 危機ワード群発現数の推移（日次・朝日新聞）



(出所) 朝日新聞記事をもとに筆者作成。

図3-3 1997年11・12月の危機ワード群と日本銀行券発行残高前年比の推移



(出所) 朝日新聞記事をもとに筆者作成。

表 3-5 1997 年 11 月 1 日～1997 年 12 月 31 日 (日次ベース)

ラグ 0	R2	T	D.W
朝日 1 面	0.16239	3.38204	1.69083
朝日 1 面・経済面・社会面計	0.30005	5.02909	1.72408
ラグ 1 日	R2	T	D.W
朝日 1 面	0.23596	4.26867	1.90787
朝日 1 面・経済面・社会面計	0.51422	7.90276	1.80584

ワード出現数	1 面	1 面・経済面・社会面計
1997 年 5 月 1 日～1997 年 10 月 31 日平均 a	0.2	1.9
1997 年 11 月 1 日～1997 年 12 月 31 日平均 b	1.0	6.9
b/a 倍	5.3	3.6
*1997 年 11 月 20 日 c	2.0	13.0
c/a 倍	10.8	6.8
* 拓銀破綻時		
**1997 年 11 月 23 日～1997 年 11 月 28 日平均 d	3.2	14.5
d/a 倍	17.1	7.6
** 山一証券自主廃業時		

参考：1997 年 5 月 1 日～1997 年 10 月 31 日 (日次ベース)

ラグ 0	R2	T	D.W
朝日 1 面	0.00643	-1.08501	1.85964
朝日 1 面・経済面・社会面計	0.00559	1.01144	1.79213
ラグ 1 日	R2	T	D.W
朝日 1 面	0.00031	0.23700	1.86176
朝日 1 面・経済面・社会面計	0.08406	4.08698	1.80998

(出所) 筆者作成。

朝日新聞の危機ワード群と日本銀行券発行残高前年比の関係を見ると、危機ワード群については、1997 年 11 月 17 日の拓銀の破綻時と 11 月 23 日の山一証券自主廃業時で 2 度ジャンプをした後、11 月 26 日頃にピークを迎えている。

一方、日本銀行券発行残高前年比は拓銀破綻の1日後の18日～20日に最初のジャンプがあり、山一証券自主廃業後の24日～28日に2度目のジャンプがある。

朝日新聞の金融危機ワード群と日本銀行券発行残高前年比を回帰してみると、(a) 取り付け発生前の半年（1997年5月～10月）における金融危機ワード群と日本銀行券発行残高前年比の回帰に比べ、1997年11月12月の回帰は相関係数がかなり上昇する。

(b) さらに、先述のラグを考慮して日本銀行券発行残高を1日前倒してみると、回帰のフィットが良くなるという結果となっている。

一般的に、新聞社内で翌日朝刊の1面を編集する際には、編集会議で各部署（政治部・経済部・社会部・文化部等）のチーフが集まり紙面構成を議論・企画しているとのことである。一般紙の政治部や社会部の記者にも金融危機が肌で感じられるようになると、それが新聞1面に反映されるようになる。また、預金者サイドでは普段新聞を詳しく読まない人でも机の上に新聞があれば1面は見ている可能性がある。新聞の1面に危機関連ワードが頻繁に踊るようになり、危機関連のワード数が一定の閾値を超えると、危機意識が急速に醸成され、非合理的な取り付けが開始されるとの仮説が一応成り立つと考えられる（図3-3）、拓銀破綻の後では朝日1面の危機ワードが1997年5月～10月の平均値の10.8倍、山一証券自主廃業の後には17.1倍となっている。平時の10倍以上の危機ワードが一つの境界線とも考えられる（別添1 朝日新聞1面11月17日夕刊）。また、危機のピーク時には、メディアの預金者心理に及ぼす影響力も増幅され、預金者の意識と相互に影響し合っているように観察される。

危機ワードの抽出数と、日本銀行券発行残高前年同日は、1997年12月24日前後から急速に鎮静化している。政府筋が「金融機関への公的資金注入計画」を正式に表明したのが、1997年12月23・24日であり、このことが取り付けを終息させたものと思われる（別添2 朝日新聞1面12月25日朝刊）。なお、日経新聞の危機関連ワードと日本銀行券発行残高前年同日の関係でも、朝日

一方、「トークン型」の場合は、トークンを格納する際の暗号技術により、匿名性の付加が可能である。「トークン型」の中央銀行デジタル通貨を設計する際、偽造対策としてはブロックチェーン技術が必須になるが、匿名性の付与には従来型の暗号技術でも可能と考えられる。

第4として、発行量のコントロールを行うかどうかという論点がある。「中央銀行デジタル通貨の発行量の制限を設けない場合、ストレス（金融危機）発生時には、中央銀行デジタル通貨への交換が大規模に起きる可能性がある」（柳川・山岡 2019）。これが次に記述する中央銀行デジタル通貨時代の取り付けである。

ここでは、中央銀行デジタル通貨時代の取り付けに焦点を当てるため、議論の前提として、①中央銀行デジタル通貨を保有する主体が銀行券同様に広範な国民が保有できており、②発行形態はスマートフォンやICカードのアプリなどに格納し、その間で直接やり取りをできる「トークン型」をイメージし、③暗号技術により匿名性が確保され、④ストレス時には、預金から中央銀行デジタル通貨への交換が大規模に起きる可能性があるため発行量のコントロールを行う、ことを前提として論を進めることとする。

(3) 市中のスマートフォン決済業者の存在

現在、先述のように中国においては、アリペイ、ウーチャットペイなどの民間スマートフォン決済が市中決済の柱となっている。日本においても PayPay などの民間決済業者の事業拡大が続いている。

こうしたスマートフォン決済業者は民間組織なので、当然のことながらクレジットリスクを内包している。スマートフォン決済業者が何らかの理由で経営悪化し、破綻懸念先となる場合を考えてみよう。

仮にこの破綻懸念のあるスマートフォン決済業者が発行している電子マネーを Xpay としよう。Xpay は、中央銀行デジタル通貨との交換が可能であり、また、銀行の預金口座との交換も可能であるとして。こうした状況下で、何らかの理由で、Xpay 社の業況が悪化すると、Xpay 社のスマートフォン決済ア

図 6-11 デジタル円が広範に行き渡った世界での取り付け (Xpay の取り付け)

Xpay 発行業者の業況悪化



(出所) 筆者作成.

プリを利用している人はどのような行動をとるだろうか。この時点で中央銀行デジタル通貨、仮に「日本銀行デジタル円」が幅広く流通していて、Xpay と日本銀行デジタル円との交換が可能ならば、おそらく Xpay アプリを持った人は雪崩を打って日本銀行デジタル円への交換を選択するだろう。銀行券と違ってスマートフォンの操作だけで交換が可能なので、その速度は極めて速い。これが、中央銀行デジタル通貨が広く流通している社会での第 1 段階の「取り付け」すなわち“Dash For Cash”の一種で“Digital Bank Run”と呼ばれるものである (図 6-11)。

(4) デジタル円が広範に行き渡った世界での取り付け

この急激な交換を止めるために、日本銀行デジタル円への交換を日本銀行サイドから一定額以内にコントロールすることは可能である。ただ、日本銀行デジタル円への転換を規制すると、日本銀行デジタル円におそらくプレミアムが発生するという効果が検証されている (柳川・山岡 2019)。

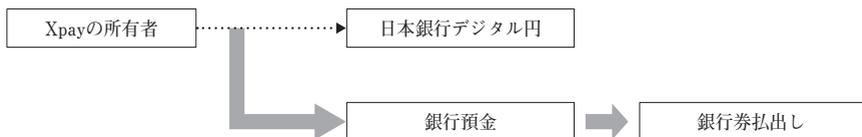
また、銀行券も並行的に流通しているとの前提を置き、Xpay から日本銀行デジタル円への転換を規制すると、Xpay を持った人は追加的にどのような行動をとるだろうか。手元流動性を高めるという行動を阻害されたわけなので、手元流動性を高めるべく、まず Xpay を操作して、銀行の預金口座に入金し、その後、ATM もしくは銀行店舗で銀行券に交換するという行動をとるのではないかと (現在でも PayPay 等と銀行の預金口座は連動している)。中央銀行デジタル通貨が幅広く流通している社会においても、「取り付け」・“Dash For Cash”・“Digital Bank Run”は最終的には、銀行券への交換になる。いわば、第 2 段階の取り付けである。Xpay の所有者が、Xpay から銀行預金に移した残高より

図 6-12 デジタル円が広範に行き渡った世界での取り付け（Xpay から銀行預金に）

①Xpay 発行業者の業況悪化



②日本銀行デジタル円の取得を事務的に制限すると、銀行預金者は預金を通して日本銀行券の取得に走る



(出所) 筆者作成。

も多く銀行預金から銀行券の払い出しを行うことがあれば、当該銀行自体の「取り付け」に進展する可能性もあるだろう。

中央銀行デジタル通貨は流通している世界でも並行的に銀行券が流通している場合、最終的なストレスは銀行券の払い戻しにかかってくる。Xpay や中央銀行デジタル通貨の流通している世界では、「取り付け」・“Dash For Cash”・“Digital Bank Run”のスピードは加速するであろうから、銀行券払い出しにかかる負担も大きくなってくる（図 6-12）。

(5) 総括——預金口座からの払い出し制限が必要

以上のように中央銀行デジタル通貨や市中のスマートフォン搭載型の電子マネーが幅広く流通している社会においても、紙幣（銀行券）の流通が残存している限り、電子マネー→中央銀行デジタル通貨→、もしくは電子マネー→銀行預金→銀行券という流れで「取り付け」が発生することには変わりはない。また、電子マネーからの中央銀行デジタル通貨や紙幣（銀行券）への代替のスピード（すなわち「取り付け」のスピード）は、操作の手間が少ない分、現在よりも加速することが予想される。その意味で、最終的に紙幣（銀行券）支払い

にかかるストレスは格段に上昇することが予想される。

結局、「預金債権はいつでも全額引き出せるはず」というテーゼにすべての問題の根源がある。そもそも、権利行使にある程度の制限をかけること自体には問題はない。現状でも ATM ネットワークを利用する場合は、預金者1人当たり1日当たり30万円～50万円の引き出し制限がかかっている。先述のように、イタリアでは犯罪防止の観点から、1人1日当たり1,000ユーロしか事実上引き出すことができない。イタリアではそうした制限がかかってすでに10年近くが経過しているが、市民生活上重大な支障が生じたという話は聞こえてこない。また、米国において FDIC は、やはり犯罪防止の観点から、破綻金融機関の銀行券払い出しには制限を設け、一定額以上については、小切手による支払いを実施している。

銀行の窓口と ATM を合わせ、1人1日当たりの預金引き出し額に上限を設けるべきである。通常時は1人1日当たり50万円程度としておき、金融危機時には1人1日当たり10万円程度の引き出し制限を設けることではどうか。1人1日当たり10万円しか払い出されないのであれば、取り付けに参加する預金者もさほど増えることはないだろう。取り付け対象となっている銀行に対して払い出し制限をかけることもできるし、システム的な取り付けが発生した場合は、すべての銀行に払い出し制限をかけるというプランもありうるだろう。

「預金債権はいつでも全額引き出せるはず」というテーゼを頑固に守っても、システム的な取り付けに際し、銀行システム、中央銀行システムにおけるストレスを倍加させるだけである。